

十王中学校いじめ防止基本方針

日立市立十王中学校

十王中学校いじめ防止基本方針

日上市立十王中学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の基本的な人権等を著しく侵害し、心身の健全な成長を阻害し、人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

また、いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも起こりえるものであり、どの生徒も被害者と加害者のどちらにもなり得るといふ危険性をはらんでいる。

こうした事実を踏まえて、「いじめは絶対に許さない」「いじめはどの子でも、どの学校でも起こりえる」ことを念頭に、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめへの早急な対処」について、全職員の共通理解を図り、組織的に対応していかねばならない。

さらに、常にいじめがなく安心して生活することができる学校の実現と維持のために、いじめ防止に係る取り組みを定期的に振り返り、改善を加える必要がある。

以上のことから、国や県、市の基本方針を参酌して、学校の基本方針を策し、いじめのない学校の実現を目指していく。

2 いじめ防止のための取り組み

(1) 基本的な考え方

いじめは子どもの心身に重大な影響を及ぼす深刻な問題である。「どこでも、誰にでも起こりうる」という視点を持ち、人間として卑怯な行為であり絶対に許されるものではないという基本的な考え方のもとに、いじめの未然防止といじめのない学校づくりを最重要の取り組みとする。そして日々の充実した学習の中で、子どもたちの心と感性を育み、併せて、日常的に児童の自尊感情や自己有用感を醸成していくことを大切にする。

(2) 学校におけるいじめ防止について

- ア 生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業に取り組む。
- イ 生徒が教職員に相談できる環境づくりに努めるとともに、スクールカウンセラー、教育相談員等の活用を図り、生徒に寄り添った相談体制をつくる。
- ウ 教科や学級活動の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育む。
- エ 保護者や地域との連携を図り、家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取り組みを進める。

(3) 生徒に培う力とその育成について

- ア 各種行事を通して自己有用感の育成を図る。
- イ 他者のよいところを理解し、認め合う力を育む。
- ウ 他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな心の育成を図る。

(4) いじめ防止のための組織について

いじめ防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を置く。

ア 構成員

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，養護教諭，各学年生徒指導担当者，スクールカウンセラーとする。

イ 活動

学校が組織的にいじめ防止の諸問題に取り組むにあたって，中心となる役割を担い，いじめ防止に係る具体的な取り組みを行う。

3 早期発見の在り方と取り組み

(1) 早期発見に向けた取り組み

ア 週1回の生徒指導部員会で生徒に関する情報の共有化を図る。

イ アンケート調査(見たり聞いたりアンケート)を定期的実施し，生徒の理解に努める。

(2) 早期発見を図るための組織

ア 学年会，企画会，生徒指導部員会での情報交換により，生徒のサインを見逃さないようにする。

イ 養護教諭との連携を図る。

ウ スクールカウンセラー，教育相談員との連携を図る。

エ 保護者からの訴えに係る窓口は教頭とし，いじめの通報や情報に対応する。

(3) 家庭や地域との連携

ア 学校だより，学年だより，学級だより等による生徒の活動状況の広報を行う。

イ ホームページに学校の情報を随時掲載し，開かれた学校づくりに努める。

4 いじめに対する具体的な措置

(1) 素早い事実確認

ア いじめと疑われる行為を発見した場合，その場で行為をやめさせる。

イ いじめに係る相談を受けた場合は，すみやかに事実の有無の確認を行う。

ウ いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全を最優先する。

エ いじめの事実について，管理職に速やかに報告する。

担任，現状目撃者等の情報受信者→担任，学年主任→生徒指導主事→教頭・教務→校長の情報伝達を速やかに行う。

(2) 情報の共有

ア 管理職と協議の上，全職員へ報告し，情報の共有化を図る。

(3) 事実確認の実施

ア 速やかに「いじめ防止等対策委員会」や管理職で協議し，調査の方針について決定する。

イ 生徒が話しやすいように担当を配置し，被害生徒，加害生徒への聞き取りをする。

ウ 必要な場合には，全生徒への調査を行う。

(4) 解決に向けた指導及び支援

- ア 専門的な支援が必要な場合には、教育委員会や児童相談所及び警察等の関係機関へ相談する。
- イ 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- ウ 事実関係が把握された時点で、「いじめ防止等対策委員会」において協議し、校長が指導及び支援の方針を決定する。
- エ 全ての指導及び支援については、組織的に対応する。

(5) 関係機関への速やかな報告を行う。

- ア 校長は教育委員会へ速やかに報告を行う。
- イ 生命や心身又は財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には警察へ通報し、警察と連携して対応する。

(6) 継続指導・経過観察

- ア 全職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

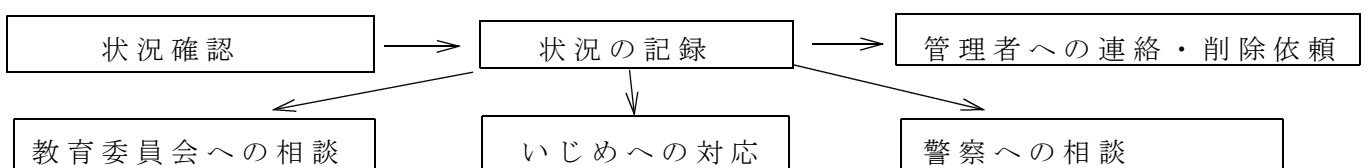
5 ネット上のいじめへの対応

(1) ネットいじめの予防

- ア フィルタリングなど適切な措置をとるようにより、保護者への啓発を図る。
- イ 外部講師を招き、インターネットや携帯電話教室等を行う。
- ウ 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。

(2) ネットいじめへの対応

- ア 被害者の訴えや閲覧者等及びサーバー管理会社等からの情報などにより、ネットいじめの把握に努める。
- イ 不当な書き込みを発見した場合には、次の手順により対処する。



6 重大事態への対処

いじめの事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに校長が教育委員会に報告する。

- 当該生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
- 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合には、状況により判断する。

(1) 被害生徒の保護・ケア

ア 被害生徒に対する複数の教員による保護

イ スクールカウンセラーによるケア

(2) 加害子どもへの働きかけ

ア 警察への相談・通報

イ 別室での学習の実施

ウ 懲戒や出席停止

エ 加害生徒とその保護者に対するケア

(3) 保護者・地域との連携

ア いじめ対策緊急保護者会の開催

イ PTA との連携

ウ 地域コミュニティーとの連携

7 教育相談体制と生徒指導体制について

(1) 教育相談の基本的な考え方

ア 生徒へのアンケート等による日頃からの情報収集を重視する。

イ 教育相談員やスクールカウンセラーの機能を十分に活用し、とらえたいじめ案件に対し、未然の相談を行う。

ウ 教育相談員やスクールカウンセラーは、必要な場合は、本校のいじめ防止対策会議への引き継ぎを行うとともに、定期的な情報の報告を行う。

(2) 生徒指導の基本的な考え方

ア 日頃の学習や学校生活の充実を第一に考える。

イ とらえられた問題場面や学校課題へは、即時に対応する。また、全職員へ案件を周知する。

ウ 問題場面や学校課題が解決された場合は、その終息を関係職員で確認する。